

平成28年10月19日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 改正要領に基づく違反大型車の指導・取締りの実施について

記者発表資料

南部国道事務所では、道路構造物の長寿命化と道路交通の安全を図るため、特殊車両の通行に対する指導・取締りを嘉手納警察署と協力して実施しています。

この度、指導取締要領の改正に基づく特殊車両の通行に関する指導取締りを実施しましたので、その結果をお知らせします。

### 【特殊車両の指導取締要領の改正内容】

- ・繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所に呼出して対面で是正指導書を手交し、再び違反行為がなされぬよう是正措置を行う。
- ・是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、名称及び是正指導内容等を公表する。
- ・重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可取り消し、名称及び取消し内容等を公表する。

実施日時：平成28年10月19日（水） 10:00～12:00

実施場所：国道58号 嘉手納町野国（南部国道事務所車両計測所）

検査結果：特殊車両6台を検査した結果、違反車両は1台でした。

違反内容：警告（許可証不携帯）1台

（取締状況）



### 問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局 南部国道事務所  
副所長 當山 全浩（内線205）

管理第一課長 屋比久 幸弘（内線431）

TEL：098-861-2336（代表）

南国HP：<http://www.dc.ogb.go.jp/nankoku/>